

| 平成30年度版（案） | 平成29年度版 |
|--|--|
| <p>全体の総括</p> <p>施策の点検・評価の役割を担う県民会議では、事業の進捗状況、モニタリングの調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などを踏まえて、11の特別対策事業の多面的な評価を行った。</p> <p>第3期5か年計画の2年目となる平成30年度における11事業全体の事業費の執行状況ならびに事業進捗については、一部の取組を除き、概ね計画通りであった。</p> <p>森林関係事業では、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域やその周辺地域でのシカ管理や土壌流出防止対策、ブナ林再生のための調査研究など、様々な取組を進め、全体としては計画通りに進捗していた。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきている。今後、森林の公益的機能を持続させるための対策やシカ対策の継続など、解決していくべき課題はあるものの、森林の保全・再生は、概ね順調に進められていると評価できる。</p> <p>水関係事業では、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における生活排水処理施設の整備促進などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られている。河川や地下水の保全・再生に関しては概ね計画通りに進捗しているが、水源環境への負荷軽減（県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く）の合併処理浄化槽の転換促進）に関しては、整備が困難な箇所への対応や各家庭の個別事情など難しい課題も多いため、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</p> <p>また、第3期からの新たな取組である水源林の土壌保全対策の強化や、これまでの取組の拡充としてシカ管理捕獲の箱根山地山稜部での開始、水源環境への負荷軽減に向けた支援の拡充など、第1期及び第2期計画の取組や課題を踏まえた事業が始められており、それぞれ一定の成果が出てきている。</p> <p>事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が重要であるため、その結果としてどのような水源環境の変化が見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。</p> <p>そこで、県民会議では、第3期における総合的な評価（中間評価）ならびに次期計画への意見書の作成に向け、水源環境保全・再生施策に関する県民意見の収集等を図るため、平成30年度に県民参加型のワークショップを開催した。さらに、水源環境保全・再生施策の成果を定量的かつ分かりやすく示す指標を設定した。</p> <p>また、水源環境保全・再生事業のあり方として、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図っていくことや、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことも重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において、より一層の情報共有と連携を図り、今後の事業進捗に努めていただきたい。</p> <p>1 水源の森林づくり事業の推進</p> <p>(1)(2) 水源林の確保・整備</p> <p>第3期5か年計画の目標事業量に対し、平成29年度、平成30年度の2か年で、確保事業では53.0%、整備事業では46.2%の進捗率となっており、目標を上回る順調な実績であった。今後確保事業を実施する箇所には、小規模な森林や、権利関係が複雑もしくは不明確な森林が多いことから、まとまった水源林の確保が困難となり、進捗が低下する懸念がある。効率的な水源林整備の実施にむけた集約化が</p> | <p>全体の総括</p> <p>施策の点検・評価の役割を担う県民会議では、事業の進捗状況、モニタリングの調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などを踏まえて、11の特別対策事業の多面的な評価を行った。</p> <p>第3期5か年計画の初年度となる平成29年度における11事業全体の事業費の執行状況ならびに事業進捗については、一部の取組を除き、概ね計画通りであった。</p> <p>森林関係事業では、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域やその周辺地域でのシカ管理や土壌流出防止対策、ブナ林再生のための調査研究など、様々な取組を進め、全体としては計画通りに進捗していた。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきている。今後、森林の公益的機能を持続させるための対策やシカ対策の継続など、解決していくべき課題はあるものの、森林の保全・再生は、概ね順調に進められていると評価できる。</p> <p>水関係事業では、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における生活排水処理施設の整備促進などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られている。河川や地下水の保全・再生に関しては概ね計画通りに進捗しているが、水源環境への負荷軽減（県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く）の合併処理浄化槽の転換促進）に関しては、整備が困難な箇所への対応や各家庭の個別事情など難しい課題も多いため、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</p> <p>また、第3期からの新たな取組である水源林の土壌保全対策の強化や、これまでの取組の拡充としてシカ管理捕獲の箱根山地山稜部での開始、水源環境への負荷軽減に向けた支援の拡充など、第1期及び第2期計画の取組や課題を踏まえた事業が始められており、それぞれ一定の成果が出てきている。</p> <p>事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が重要であるため、その結果としてどのような水源環境の変化が見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。</p> <p>そこで、県民会議では、第3期における総合的な評価（中間評価）ならびに次期計画への意見書の作成に向け、水源環境保全・再生施策に関する県民意見の収集等を図るため、平成30年度に県民参加型のワークショップを開催することとした。</p> <p>また、水源環境保全・再生事業のあり方として、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図っていくことや、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことも重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において、より一層の情報共有と連携を図り、今後の事業進捗に努めていただきたい。</p> <p>1 水源の森林づくり事業の推進</p> <p>(1)(2) 水源林の確保・整備</p> <p>第3期5か年計画の目標事業量に対し、初年度となる平成29年度は、確保事業では27.6%、整備事業では21.4%の進捗率となっており、概ね目標どおりの堅調な実績であった。</p> |

コメントの追加 [J1]: 中間評価の策定に伴い検討した事項。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|---|--|
| <p>必要である。</p> <p>これまでのモニタリング調査結果によると、人工林の植被率は、丹沢と小仏・箱根ともに第1回調査（平成19年度）から第2回調査（平成23年度）で増加する傾向を示したが、第3回調査時（平成28年度）の植被率は第2回と同程度で推移した。このことから、現状での光環境やシカ密度、立地特性などによる限界値に達し、人工林の植被率は定常状態になったと考えられる。</p> <p>神奈川県は、森林整備と連携して山岳域でのシカの管理捕獲を実施しており、丹沢大山地域では、シカの生息数は減少傾向と推計され、林床植生が回復するなど効果も現れてきている。一方で、植生保護柵内外で林床植生の状況を比較したところ、植生保護柵の外では、シカの不嗜好性植物が主体となっている場所があることも判明している。混交林などの目標林型への誘導と生物多様性保全を視点に置いて、引き続きシカの生息数と林床植生の状況をモニタリングしていく必要がある。</p> <p>第2期以降に取り組んでいる長期施業受委託での確保が進み、森林経営計画を策定して施業を行うなど、集約化が進みつつある。また、環境保全分収林では確保と整備ともに概ね順調に進捗している。</p> <p>「水源の森林づくり事業」で確保した森林については、平成29年度以降、順次、森林所有者へ返還されるが、所有者には返還された森林は水源かん養など公益的機能を持った森林であるという意識を持ち続けることが求められる。また、森林の状況を所有者が継続的に把握することは困難なことから、森林管理の新たな仕組みの構築など、所有者の状況も勘案して、森林の公益的機能を持続させるための対策を検討すべきである。また、森林整備とともにシカの対策は必須であり、所有者へ返還後も継続したシカ対策を実施する必要がある。</p> <p>なお、県では、平成29年4月1日付けで水源林整備協定の契約要領を改正し、契約の存続期間が満了した日から5年間は、水源協定林対象地の転用又は整備対象樹木の皆伐を行わないものとしている。</p> <p>また、契約満了時には、引続き良好な森林であり続けるよう、森林所有者に保全・管理をお願いしているとのことである。</p> <p>なお、返還後は、公益的機能が発揮されている状態を確認するため、返還森林の巡視等を行う仕組みを、現在の第3期5か年計画期間中に検討する予定としている。</p> <p>(3) かながわ森林塾</p> <p>森林塾はほぼねらいどおり、林業労働力の育成確保に効果を上げている。</p> <p>第3期5か年計画の目標（新規労働者の育成50人）に対し、2年目となる平成30年度は、10人が演習林実習コースを修了した。このうち6人が認定林業事業体への就職に至ったが、平成29年度、平成30年度の2年間での進捗は32.0%に留まっているため、今後は就職率の向上に向けて、求人事業体と就職希望者とのマッチング等において工夫する必要がある。また、新規就労者の定着率を高めるためにも、小規模・零細が多い林業事業体での就労条件の改善を促進する必要がある。</p> <p>2 丹沢大山の保全・再生対策</p> | <p>これまでのモニタリング調査結果によると、人工林の植被率は、丹沢と小仏・箱根ともに第1回調査（平成19年度）から第2回調査（平成23年度）で増加する傾向を示したが、第3回調査時（平成28年度）の植被率は第2回と同程度で推移した。このことから、現状での光環境やシカ密度、立地特性などによる限界値に達し、人工林の植被率は定常状態になったと考えられる。</p> <p>神奈川県は、森林整備と全国的にみても先行した取組となっている山岳域でのシカ管理捕獲を連携して実施している。その結果、丹沢大山地域では、シカ生息数を減少させており、一部では林床植生が回復するなどの整備効果が現れている。一方、植生保護柵内外で林床植生の状況を比較したところ、植生保護柵外は、シカの嗜好性植物が主体となっている場所もあることが判明している。引き続き、山岳域でのシカの生息数減少と、これに伴う林床植生の回復状況については、モニタリングを実施していく必要がある。</p> <p>神奈川県の水源環境保全・再生施策における、森林整備やシカ対策は全国的にも先進的な取組ではあるが、こうした課題もあることから、今後は課題への対応も検討しつつ、針広混交林の本来の姿を目指し、生物多様性保全を視野に入れた森林整備に取り組む必要がある。</p> <p>第2期以降に取り組んでいる長期施業受委託での確保が進み、森林経営計画を策定して施業を行うなど、集約化が進みつつある。</p> <p>「水源の森林づくり事業」で確保した森林については、平成29年度以降、順次、森林所有者へ返還されるが、所有者には返還された森林は水源かん養など公益的機能を持った森林であるという意識を持ち続けることが求められる。また、森林の状況を所有者が継続的に把握することは困難なことから、森林管理の新たな仕組みの構築など、所有者の状況も勘案して、森林の公益的機能を持続させるための対策を検討すべきである。また、森林整備とともにシカの対策は必須であり、所有者へ返還後も継続したシカ対策を実施する必要がある。</p> <p>なお、県では、平成29年4月1日付けで水源林整備協定の契約要領を改正し、契約の存続期間が満了した日から5年間は、水源協定林対象地の転用又は整備対象樹木の皆伐を行わないものとしている。</p> <p>また、契約満了時には、引続き良好な森林であり続けるよう、森林所有者に保全・管理をお願いしているとのことである。</p> <p>なお、返還後は、公益的機能が発揮されている状態を確認するため、返還森林の巡視等を行う仕組みを、現在の第3期5か年計画期間中に検討する予定としている。</p> <p>(3) かながわ森林塾</p> <p>第3期5か年計画の目標（新規労働者の育成50人）に対し、初年度となる平成29年度は、演習林実習コースで10人が修了し、このうち10人全員が就職に至っており20.0%の進捗率となった。</p> <p>目標どおりに進んでおり、新規就労した塾の修了生は森林整備の現場で活躍し、また、林業従事者の若返りも着実に進んでいることから、こうした人材育成を進めた点については評価できる。</p> <p>今後は、新規就労者の定着率を高めるためにも、小規模・零細が多い林業事業体での就労条件の改善を促進する必要がある。</p> <p>2 丹沢大山の保全・再生対策</p> |

コメントの追加 [J2]: H30 年度第3回事業モニター総合評価参照。

コメントの追加 [J3]: 事業モニタリング結果を踏まえ修正。

コメントの追加 [J4]: H30 年度第3回事業モニター総合評価参照。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|--|---|
| <p>(1) 中高標高域におけるシカ管理の推進</p> <p>水源林整備地及び周辺地域や高標高域の山稜部等を含む丹沢山地の中高標高域で、自然植生回復と生息環境整備の基盤づくりを目的としたニホンジカの管理捕獲を、水源の森林づくり事業や土壌流出防止対策等と連携して行っており、その結果、<u>管理捕獲実施箇所数の進捗率は平成 29 年度、平成 30 年度の 2 か年で 49.3%となり</u>、シカの生息密度が低下した森林では林床植生の植被率の増加も確認されるなど成果が出てきている。</p> <p>また、近年シカの生息密度の上昇が見られる箱根山地の山稜部において、これまで捕獲が行われていなかった捕獲空白域での捕獲箇所を検討し、管理捕獲を開始している。</p> <p><u>また、自然環境保全センターに 6 名のワイルドライフレンジャーを配置し、山稜部での遠距離射撃によるシカ捕獲実施など、</u>山岳域でのシカ捕獲を進めていることから、今後の事業展開に期待したい。</p> <p>(2) ブナ林等の再生</p> <p><u>丹沢大山のブナ林衰退の仕組みやブナハバチの大発生の仕組みが概ね明らかとなり、ブナ林再生事業の段階的な推進に向けた「丹沢ブナ林再生指針」が作成されたことを受けて、檜洞丸山頂付近で植生保護柵設置とシカ管理捕獲などの統合的なブナ林再生事業に着手している。</u></p> <p><u>また、ブナ林再生の取組の効果を検証するため、大気・気象観測、土壌モニタリング、ブナハバチ成虫及び繭モニタリング、ブナハバチの食害を回避・軽減するための薬剤の樹幹注入試験を行うなど、事業効果検証モニタリングも着実に進め、檜洞丸山頂一帯では平成 28 年以降目立ったブナハバチ食害がなく健全なブナが 2 倍に増加するなどを確認しており、今後の事業展開とブナ林の着実な再生に期待したい。</u></p> <p>(3) 県民連携・協働事業</p> <p>県民との連携・協働の取組として、県民協働型登山道維持管理補修にかかる協定に基づく協定活動への支援や山岳ゴミの回収を市町村と連携して行うなど、県民参加による保全活動を着実に推進されている。</p> | <p>(1) 中高標高域におけるシカ管理の推進</p> <p>水源林整備地及び周辺地域や高標高域の山稜部等を含む丹沢山地の中高標高域で、自然植生回復と生息環境整備の基盤づくりを目的としたニホンジカの管理捕獲を、水源の森林づくり事業や土壌流出防止対策等と連携して行っており、その結果、シカの生息数は減少傾向にあり、シカの生息密度が低下した森林では林床植生の増加も確認されるなど成果が出てきている。</p> <p>また、近年シカの生息密度の上昇が見られる箱根山地の山稜部で、これまで捕獲が行われていない捕獲空白域での捕獲箇所を検討し、試験的な管理捕獲を開始している。</p> <p>また、丹沢大山地域では、シカ管理捕獲の取組を進めるため、自然環境保全センターが、鳥獣法（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」）に基づき、公的な機関として全国で初めて「認定鳥獣捕獲等事業者」の従事者として 6 名のワイルドライフレンジャーを位置づけ、遠距離射撃によるシカ捕獲を試行実施するなど、全国的に先行して山岳域でのシカ捕獲を進めていることから、今後の事業展開に期待したい。</p> <p>(2) ブナ林等の再生</p> <p>丹沢大山のブナ林等では、大気中のオゾン等による樹木の成長阻害、林床植生の衰退に伴う土壌の乾燥化、ブナハバチによる食害等の複合作用によって、ブナが枯死し、森林が衰退するなど、ブナ林衰退の仕組みやブナハバチの大発生の仕組みが概ね明らかとなり、ブナ林再生事業を推進するため、「丹沢ブナ林再生指針」が作成された。</p> <p>また、ブナ林等の再生に向け、植生保護柵の設置等の土壌保全対策やシカの管理捕獲と連携した取組をしているとともに、ブナ林再生の取組を効果検証するため、大気・気象観測、土壌モニタリング、ブナハバチ成虫及び繭モニタリング、ブナハバチの食害を回避・軽減するための薬剤の樹幹注入試験を行うなど、事業効果検証モニタリングも着実に進めていることから、今後の事業展開に期待したい。</p> <p>(3) 県民連携・協働事業</p> <p>県民との連携・協働の取組として、県民協働型登山道維持管理補修にかかる協定に基づく協定活動への支援や山岳ゴミの回収を市町村と連携して行うなど、県民参加による保全活動を着実に推進されている。</p> |
| <p>3 土壌保全対策の推進</p> <p>(1) 水源林の基盤の整備</p> <p>第 3 期 5 か年計画の目標事業量（整備箇所数 70 箇所）に対し、<u>平成 30 年度は 22 箇所の崩壊地の対策工事が完了し、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 か年の実績としては、35.7%（25 箇所）と、取組みを大きく前進させた。</u></p> <p><u>工事施工箇所においては、土留工や土留柵工に加えて、緑化工や植生保護柵を併せて施工することで、崩壊地における林床植生の早期回復が図られ、土壌流出の防止効果が発揮できると期待される。今後も必要に応じて緑化工法を併用し、土壌流出の防止を着実に進めてほしい。</u></p> | <p>3 土壌保全対策の推進</p> <p>(1) 水源林の基盤の整備</p> <p>第 3 期 5 か年計画の目標事業量（整備箇所数 70 箇所）に対し、初年度となる平成 29 年度は、10 箇所が平成 30 年度への繰越工事となったため、平成 29 年度の実績としては、2.9%（2 箇所）の進捗率に留まっている。平成 30 年度には、平成 29 年度に山北町世附および山市場で着手した工事を継続して行なうとともに、清川村、秦野市、山北町で工事を予定されており、合計で 20 か所の対策を実施されることから、今後の事業の取り組みが順調に進むことを期待したい。</p> <p>平成 29 年度は、清川村宮ヶ瀬と秦野市寺山において土留工、土留柵工により土壌流出を防止する対策工事を完成させており、そのうち 1 箇所、早期の植生回復を図るため植生保護柵と緑化伏工をあわせて施工された。これらにより、土壌流出の防止効果が期待できる。</p> |

コメントの追加 [J5]: H30 年度も継続して実施。

コメントの追加 [J6]: 「ブナ林再生指針」に則り 100 年先を見据えた統合事業を開始。

コメントの追加 [J7]: 事業効果を記載。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|--|--|
| <p>(2) 中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施</p> <p>第3期5か年計画の目標事業量（55ha）に対し、<u>2年目となる平成30年度</u>は、水源の森林エリア内の自然林において森林の土壌や落ち葉の流出を防ぐ筋工や植生保護柵などの土壌保全対策が行われ、<u>43.6%（23.97ha）</u>の進捗率となっており、順調に進捗している状況である。</p> <p>また、モニタリングの調査結果によると土壌保全対策施工後1～2年で土壌浸食が軽減、4～5年で植生や落葉等により100%近く覆われ、その後は、植生保護柵の外でも林床植生は回復傾向にあり、土壌保全対策と併せて、シカ管理捕獲により生息密度の増加が抑えられている影響と考えられる。</p> <p>(3) 高標高域の人工林の土壌保全対策の実施</p> <p>第3期5か年計画の目標事業量（60ha）に対し、<u>水源の森林エリア内の県有林のうち、概ね800m以上の標高にある人工林において受光伐、丸太筋工、植生保護柵などの土壌保全対策を行い、平成29年度および平成30年度の2か年の対策実施面積は24.11haで、進捗率は40.2%と順調である。また、土壌保全対策の効率的実施のため、丹沢県有林内に延長1,072mのモノレールを設置した。</u></p> <p><u>さらに、事業実施箇所の一部において、事業実施前の林況、土壌浸食量、光環境等が調査されている。事業実施後に改めて同様の調査を実施し、結果を比較することで事業効果を検証し、必要に応じて事業手法の見直しを行う計画であり、より実効性の高い対策の実施が期待される。</u></p> | <p>(2) 中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施</p> <p>第3期5か年計画の目標事業量（55ha）に対し、初年度となる平成29年度は、水源の森林エリア内の自然林において森林の土壌や落ち葉の流出を防ぐ筋工や植生保護柵などの土壌保全対策が行われ、32.9%（18.1ha）の進捗率となっており、順調に進捗している状況である。</p> <p>また、モニタリングの調査結果によると土壌保全対策施工後1～2年で土壌浸食が軽減、4～5年で植生や落葉等により100%近く覆われ、その後は、植生保護柵の外でも林床植生は回復傾向にあり、土壌保全対策と併せて、シカ管理捕獲により生息密度の増加が抑えられている影響と考えられる。</p> <p>(3) 高標高域の人工林の土壌保全対策の実施</p> <p>第3期5か年計画の目標事業量（60ha）に対し、初年度となる平成29年度は、水源の森林エリア内の県有林のうち、概ね800m以上の標高にある人工林11.46haにおいて受光伐、丸太筋工、植生保護柵などの土壌保全対策を行い、進捗率は19.1%と順調に進捗している状況である。</p> <p>また、事業実施箇所の一部において、事業実施前の林況、土壌浸食量、光環境等が調査されている。事業後に改めて同様の調査を実施し、結果を比較することで事業効果を検証し、必要に応じて事業手法の見直しを行う計画となっているため、今後の事業の成果に期待したい。</p> |
| <p>4 間伐材の搬出促進</p> <p>第3期5か年計画の目標搬出量（120,000 m³）に対し、<u>2か年の生産量は49,506 m³（平成30年度は25,244 m³）、進捗率は41.3%となっており、事業は順調に進められた。搬出量が目標数量を達成できるようになった背景には、第2期中に県森林組合連合会が原木市場を拡張する等して受け入れ体制が強化されたこと、A材を扱う製材事業者が設備拡充に努めたこと、B材の販路が確保されたこと、低質材の販路が拡大（木質バイオマス用等）したこと等があるものと考えられる。</u></p> <p><u>また、本事業の利用を前提に、森林組合や林業会社等が作業道の整備や高性能林業機械の導入を進めたことにより、作業効率の向上が図られた。</u></p> <p><u>ただし現時点では、本事業が目指す「民間主体の持続的・自立的な森林管理」が確立するまでには至っておらず、本施策終了後を見据えて、取組の見直し・強化が必要である。</u></p> <p><u>生産指導活動については、平成29年度から生産性の調査を実施し、より効果的な搬出方法を検証する取組が始められており、2か年の調査箇所は21か所、進捗率は42%となっている。これまでの調査の結果は、現場の状況や伐採・搬出の方法が異なることから、調査箇所によるバラツキが大きく、現況把握の段階であり、今後行う調査結果も加えて検証を行う必要がある。</u></p> <p>※一般的に、住宅の柱や梁として使用するものをA材、集成材や合板等の加工材として使用するものをB材、チップや土木資材として使用する<u>低質材を</u>C材と分類している。</p> | <p>4 間伐材の搬出促進</p> <p>第3期5か年計画の目標搬出量（120,000 m³）に対し、初年度となる平成29年度は20.2%（24,262 m³）の進捗率となっており、事業は順調に進められた。</p> <p>また、森林所有者に代わり地元の森林組合が間伐材を搬出・促進することにより、作業効率の向上が図られるとともに森林所有者に収益が還元され、森林整備に向けられるといった資源循環型の森林整備が進められている。</p> <p>搬出量を確保するための対応として、一般対策の中で、県森林組合連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組み、平成27年度に原木市場を拡張し、受け入れ体制を強化するとともに、B材（※）の販路拡大の取組も併せて行ったことにより、間伐材の年間搬出量はここ数年飛躍的に増加し、県有林・国有林も含めた県全体の木材生産目標である30,000 m³を概ね達成することができている。</p> <p>今後も様々な取組により森林資源の有効利用を通じた森林整備の促進を図る必要がある。例えば、県産材の販路拡大のため、県産材の魅力や品質をアピールする等の使ってみたいと思われる工夫や努力が必要と思われる。また、B材・C材をより有効に活用するためにも、CLT（直交集成材）や、チップとしての活用や光熱材料の原料としての活用も含めた利活用の検討が必要である。</p> <p>また、平成29年度からは本施策終了後を見据えて、民間主体による持続的・自立的な森林管理への誘導を促進するため、より効率的な搬出方法を検証し、木材の生産性を向上させる取り組みが始められており、今後の事業の成果に期待したい。</p> <p>※ 一般的に、住宅の柱や梁として使用するものをA材、集成材や合板等の加工材として使用するものをB材、チップや土木資材として使用するものをC材と分類している。</p> |

コメントの追加 [J8]: H30 年度第 2 回事業モニター総合評価参照。

コメントの追加 [J9]: C材の補足。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|---|--|
| <p>5 地域水源林整備の支援</p> <p>第 3 期 5 か年計画の目標事業量に対し、平成 29 年度、<u>平成 30 年度の 2 か年で、私有林確保において 40.4%、私有林整備において 33.3%、市町村有林等整備において 49%の進捗率となっている。</u></p> <p>第 2 期計画から私有林の確保・整備に長期施業受委託の手法を導入し、森林組合等によって私有林の確保・整備が着実に推進されたことにより、森林整備の効率化や間伐材の搬出・利用が進められたことは評価できる。</p> <p>高齢級間伐については、<u>本事業は、森林組合のいない地域において、林業事業者が小規模零細な土地について施業提案し、集約化して森林整備を行うのに適したものとなっている。平成 29 年度、平成 30 年度の 2 年か年の進捗率は約 33%となっており、若干遅れているので、今後の事業進捗に期待したい。</u></p> <p>地域水源林の整備に当たって、各自治体を使いやすい支援をするべきとは思いますが、事業の目的が住民のための水源かん養に利しているのかをしっかりと検討することが基本である。</p> <p><u>また、湯河原町と箱根町では行政と市民が一体となって森林整備を進めていることを高く評価したい。平成 29 年度に視察した湯河原町と箱根町の現場は、観光地の中に水源があるという特異な場所での森林整備であったが、水源林が山奥ばかりではないという良い事例であり、大勢の人が訪れ水源環境保全税を知ってもらう良い機会となるので、看板を立てて説明するなど、周知に努めるべきである。</u></p> <p>地域水源林整備の支援において、市町村の主体性・独自性を尊重し、きめ細やかな取組みを促すことが、水源かん養などの森林の公益的機能向上と地域活性化につながっていることは評価できる。</p> | <p>5 地域水源林整備の支援</p> <p>第 3 期 5 か年計画の目標事業量に対し、初年度は、私有林確保において 17.9%、私有林整備において 14.8%、市町村有林等整備において 27.1%の進捗率となっている。</p> <p>第 2 期計画から私有林の確保・整備に長期施業受委託の手法を導入し、森林組合等によって私有林の確保・整備が着実に推進されたことにより、森林整備の効率化や間伐材の搬出・利用が進められたことは評価できる。</p> <p>高齢級間伐については、17.0%の進捗率となっている。当初予定していた箇所において、所有者の希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしており、今後、整備実績に関する十分な状況分析が必要である。</p> <p>小規模零細な土地を林業事業者が森林組合のいない地域において施業提案し、集約化して森林整備を行うのに適したものとなっている。</p> <p>地域水源林の整備に当たって、各自治体を使いやすい支援をするべきとは思いますが、事業の目的が住民のための水源かん養に利しているのかをしっかりと検討することが基本である。</p> <p>また、湯河原町と箱根町では行政と市民が一体となって森林整備を進めていることを高く評価したい。</p> <p>平成 29 年度に視察した湯河原町と箱根町の現場は、観光地の中に水源があるという特異な場所での森林整備であったが、水源林が山奥ばかりではないという良い事例であり、大勢の人が訪れ水源環境保全税を知ってもらう良い機会となるので、看板を立てて説明するなど、周知に努めるべきである。</p> <p>地域水源林整備の支援において、市町村の主体性・独自性を尊重し、きめ細やかな取組みを促すことが、水源かん養などの森林の公益的機能向上と地域活性化につながっていることは評価できる。</p> |
| <p>6 河川・水路における自然浄化対策の推進</p> <p>第 3 期 5 か年計画の目標事業量 10 箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路の<u>新規整備は、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 か年で 6 箇所（進捗率 60.0%）</u>となっており、目標を大きく上回る実績であった。</p> <p>工事後の水質調査を実施した結果、<u>BODは河川の環境基準A類型相当の数値</u>であり、工事前と比較しても数値が下がった河川・水路が存在し、整備による効果が表れていると考えられる。また、生物調査を実施した河川・水路については、工事後には多種の生物が生息していることも確認されている。さらに、整備手法等を含めた評価結果についても、整備前後を比較し、すべての箇所で評価点が向上しており、工事を実施した箇所の周辺住民からの評価も概ね良好とのことであった。</p> <p>また、評価シートについては、内容改善に向けた検討を始めている。</p> <p><u>整備計画については、周辺環境調査を実施し周辺住民の意見も取り入れつつ、平成 30 年度は 2 市 3 箇所で採択を行っている。</u></p> <p>7 地下水保全対策の推進</p> <p>現在、地下水保全計画を策定している 7 地域・10 市町で水位についてのモニタリングを実施してい</p> | <p>6 河川・水路における自然浄化対策の推進</p> <p>第 3 期 5 か年計画の目標事業量 10 箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路の整備は、初年度は 4 箇所（進捗率 40.0%）となっており、目標を大きく上回る実績であった。</p> <p>工事後の水質調査を実施した結果、BODは概ねA類型相当の数値であり、工事前と比較しても数値が下がった河川・水路が存在し、整備による効果が表れていると考えられる。また、生物調査を実施した河川・水路については、工事後には多種の生物が生息していることも確認されている。さらに、整備手法等を含めた評価結果についても、整備前後を比較し、すべての箇所で評価点が向上しており、工事を実施した箇所の周辺住民からの評価も概ね良好とのことであった。</p> <p>また、評価シートについては、内容改善に向けた検討を始めている。</p> <p>整備計画については、周辺環境調査を実施し周辺住民の意見も取り入れつつ、平成 29 年度は 2 箇所で採択を行っている。</p> <p>7 地下水保全対策の推進</p> <p>現在、地下水保全計画を策定している 7 地域・10 市町で水位についてのモニタリングを実施してい</p> |

コメントの追加 [J10]: H29 年度第 3 回事業モニター総合評価の内容を精査し、修正。

コメントの追加 [J11]: 環境基準の補足。

コメントの追加 [J12]: 小田原市 1 箇所、厚木市 2 箇所。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|---|--|
| <p>るが、いずれにおいても地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持しており、既に大綱の参考指標、最終目標を達成している状況にある。</p> <p>一方、水質については、当初3地域（座間市、秦野市、中井町）で環境基準の超過が見られたが、汚染対策を進めてきた結果、現在、汚染対策を継続しているのは秦野市のみとなっている。<u>秦野市は過去に地下水汚染の経過があるが現在は地下水汚染浄化事業の効果がみられており、水源環境保全税が適切に使われていると判断できる。</u>座間市については、<u>平成 30 年度は基準値以下の数値で推移しているが、平成 29 年度に</u>1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過したため、モニタリングを継続している。また、中井町については、硝酸性窒素が環境基準を下回った状態を<u>維持している。</u><u>平成 30 年度は、地下水の水質が環境基準以下という最終目標は秦野市を除き達成しているが、座間市及び中井町でも環境基準値に近い数値が散見された。</u></p> <p><u>したがって、</u>地下水保全対策では、引き続き、地下水汚染箇所の浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても地下水のかん養対策やモニタリングを長期的に継続する必要があるとされており、今後もこれらの対策を継続し、<u>良質な地下水の確保に努めなければならない。</u><u>さらに、地下水を利用していることの利点と維持の必要性を地域住民に理解促進のための広報・普及啓発が重要である。</u></p> | <p>るが、いずれにおいても地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持しており、既に大綱の参考指標、最終目標を達成している状況にある。</p> <p>一方、水質については、当初3地域（座間市、秦野市、中井町）で環境基準の超過が見られたが、汚染対策を進めてきた結果、現在、汚染対策を継続しているのは秦野市のみとなっている。座間市については、基準値付近の数値での推移ではあるが1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過していることから、モニタリングを継続している。また、中井町については、硝酸性窒素が環境基準を下回った状態となっている。以上のことから、現状では、地下水の水質が環境基準以下という最終目標は達成していないものの、環境基準を満たしていないのは2地域であり、参考指標はほぼ満たしている状況にある。</p> <p>地下水保全対策では、引き続き、地下水汚染箇所の浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても地下水のかん養対策やモニタリングを長期的に継続する必要があるとされており、今後もこれらの対策を継続していくべきである。</p> |
| <p>8 生活排水処理施設の整備促進</p> <p>県内ダム集水域における公共下水道及び高度処理型合併処理浄化槽の整備と併せて、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域における合併処理浄化槽の転換促進を図った結果、県内水源保全地域の生活排水処理率は、<u>94.8%</u>（前年度 94.6%）となった。うち、ダム集水域の生活排水処理率は、<u>70.3%</u>（前年度 67.5%）となっている。</p> <p><u>第2期計画までにおいて、公共下水道の整備促進の対象としていた</u>地域は、地形が急峻、住宅の疎密、設置場所が狭い等、様々な困難から工事費がかさむ傾向があり、さらに、多数設置されたポンプの運転費用、維持管理費用を加味すると、税の活用効率は必ずしもよくないと<u>考えられた。</u>ダム集水域の生活排水処理率の目標達成と税の効率的な活用のためには、公共下水道整備だけでなく、高度処理型合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を選択肢に含め、地区や場所によって経済的かつ効率的な下水処理方法を選択することにより、地域全体としてベストミックスになるような柔軟な施策運営が望まれたことから、第3期計画では、こうした課題を踏まえて、公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の事業を統合し、弾力的な事業実施を可能としたことは評価できる。</p> <p>なお、第3期計画から相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に対象範囲を広げ、一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでおり、<u>平成 30 年度においては 71 基の合併処理浄化槽を設置するなど、引き続き</u>水源河川の水質の維持向上への効果も期待したい。</p> | <p>8 生活排水処理施設の整備促進</p> <p>県内ダム集水域における公共下水道及び高度処理型合併処理浄化槽の整備と併せて、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域における合併処理浄化槽の転換促進を図った結果、県内水源保全地域の生活排水処理率は、94.6%（前年度 94.5%）となった。うち、ダム集水域の生活排水処理率は、67.5%（前年度 66.1%）となっている。</p> <p>本事業の対象地域は、地形が急峻、住宅の疎密、設置場所が狭い等、様々な困難から工事費がかさむ傾向がある。さらに、多数設置されたポンプの運転費用、維持管理費用を加味すると、税の活用効率は必ずしもよくない。ダム集水域の生活排水処理率の目標達成と税の効率的な活用のためには、公共下水道整備だけでなく、高度処理型合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を選択肢に含め、地区や場所によって経済的かつ効率的な下水処理方法を選択することにより、地域全体としてベストミックスになるような柔軟な施策運営が望まれる。</p> <p>第3期計画では、こうした課題を踏まえて、公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の事業を統合し、弾力的な事業実施を可能としたことは評価できる。</p> <p>なお、第3期計画から相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に対象範囲を広げ、一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでおり、水源河川の水質の維持向上への効果も期待したい。</p> |
| <p>9 相模川水系上流域対策の推進</p> <p>森林整備については、第3期5か年計画の目標事業量（協定書による）に対し、<u>平成 29 年度、平成 30 年度の2か年</u>で荒廃森林再生事業では <u>42.7%</u>の進捗率で概ね堅調の実績であった。</p> <p>一方、広葉樹の森づくり事業では、現地精査により、<u>事業要件に適さない箇所が確認され計画面積である 3ha を 0.48ha に減じたため、進捗率は 4.8%であった。</u></p> | <p>9 相模川水系上流域対策の推進</p> <p>森林整備については、第3期5か年計画の目標事業量（協定書による）に対し、初年度は、荒廃森林再生事業では 22.6%の進捗率で概ね堅調の実績であった。</p> <p>一方、広葉樹の森づくり事業では現地精査で要件に適さない箇所が確認されたことにより、進捗がなかった。</p> |

コメントの追加 [J13]: H30 年度第 2 回事業モニター総合評価参照。

コメントの追加 [J14]: 量の確保が確認できたため、質の面に言及。

コメントの追加 [J15]: H30 年度第 2 回事業モニター参照。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|---|---|
| <p>森林整備とシカ管理は大きな課題であるので、引き続き両県の情報共有が必要である。</p> <p>生活排水対策については、平成 26 年度から桂川清流センター（山梨県大月市の下水処理場）に設置したリン削減効果のある凝集剤添加設備を稼動しており、放流水の全リン濃度の年間平均値は平成 30 年度において 0.51mg/L と目標値を達成していることから、所期の成果が得られていると言える。</p> <p>今後も、放流水中のリン濃度目標を安定的に達成するよう運転方法の工夫を重ねるとともに、モニタリングを継続する必要がある、こうした県外上流域対策を継続し、長期的に取組の成果を見定めていく必要がある。また、事業を進めていく上で、上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有するなど、長期的に協働関係を強化することも大切である。</p> <p>桂川清流センターや森林整備の現場で事業モニターを行った結果、良質な水環境を保持するために神奈川県の水源地環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できた。山梨県で行っている水源地施策に、神奈川県の水源地環境保全税が使われていることを両県民に広く認知させる必要があるため、広報・普及啓発が重要である。</p> | <p>生活排水対策については、平成 26 年度から桂川清流センター（山梨県大月市の下水処理場）に設置したリン削減効果のある凝集剤添加設備を稼動しており、放流水の全リン濃度の年間平均値は平成 29 年度において 0.40mg/L と目標値を達成していることから、所期の成果が得られていると言える。</p> <p>今後も、放流水中のリン濃度目標を安定的に達成するよう運転方法の工夫を重ねるとともに、モニタリングを継続する必要がある、こうした県外上流域対策を継続し、長期的に取組の成果を見定めていく必要がある。また、事業を進めていく上で、上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有するなど、長期的に協働関係を強化することも大切である。</p> |
| <p>10 水環境モニタリングの実施</p> <p>森林のモニタリング調査（対照流域法による水源かん養機能調査）における、下層植生回復による水源かん養機能改善の検証の結果、植生保護柵を設置した流域内の下層植生は回復傾向であり、特に植生回復が顕著なヌタノ沢試験流域では出水時の水の濁りがやや減少傾向であった。流量の安定化等も含めて継続して検証する必要がある。</p> <p>適切な水源林管理による人工林の水源かん養機能保全の検証に関しては、貝沢試験流域における平成 28 年度の整備において平成 24 年度整備と同様に溪流沿いでの間伐や除伐を控えるとともに木材の搬出においても架線集材により地表のかく乱に配慮したところ、整備翌年も渓流水質の窒素濃度上昇などの一時的な整備による負の影響は認められなかった。</p> <p>森林のモニタリング調査（森林生態系効果把握調査）では、水源の森林づくり事業による森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に、植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。</p> <p>小仏山地と箱根外輪山における 2 地点の調査結果から、スギ、ヒノキ林ともに間伐後 5 年経過時点で下層植生の植被率が最も高く、それ以降は低下傾向であった。整備後 5 年は間伐による林内の光環境改善効果が維持され、その後は樹木の枝葉の生長によって林内が暗くなるためと考えられ、実際の事業において繰り返し行われる間伐が林内の光環境管理につながっていることが確認できた。また、下層植生の種類も間伐前と比べて間伐後に多い傾向であった。さらに、下層植生の植物種数が多く植被率の高いところでハムシ、ゾウムシ類の種数と個体数が多かった。また、ササラダニ類では、周辺からの広葉樹リターの供給量の多いところで種数が多かった。鳥類では、下層植生が繁茂したスギ、ヒノキ林では藪性鳥類の種数が多いことが示唆された。哺乳類では林分構造との関係が見いだせなかったため、小型哺乳類と下層植生回復との関係に絞り込むなどの検討が必要である。</p> <p>河川モニタリング調査（動植物調査）では、第 3 期の相模川の調査から全体的な傾向としては河川水中の窒素濃度が減少する傾向が認められ、相模湖についても同様の傾向がみられた。窒素濃度の減少はアオコの発生抑制に寄与するため、今後相模湖のアオコ発生状況等について注視していく必要がある。</p> <p>河川・水路における自然浄化対策が行われた河川については、一部では BOD 等の有機汚濁が減少す</p> | <p>10 水環境モニタリングの実施</p> <p>森林のモニタリング調査（対照流域法による水源かん養機能調査）における、下層植生回復による水源かん養機能改善の検証の結果、植生保護柵を設置した流域内の下層植生は回復傾向であり、特に植生回復が顕著なヌタノ沢試験流域では出水時の水の濁りがやや減少傾向であった。</p> <p>適切な水源林管理による人工林の水源かん養機能保全の検証に関しては、貝沢試験流域における平成 28 年度の整備において平成 24 年度整備と同様に溪流沿いでの間伐や除伐を控えるとともに木材の搬出においても架線集材により地表のかく乱に配慮したところ、整備翌年も渓流水質の窒素濃度上昇などの一時的な整備による負の影響は認められなかった。</p> <p>森林のモニタリング調査（森林生態系効果把握調査）では、水源の森林づくり事業による森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に、植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。</p> <p>小仏山地において 2 回目の追跡調査をしたところ、前回の平成 26 年度調査結果と比べて植物では植被率が全体的に増加し、林床性昆虫においても増加がみられた。鳥類の種数も増加したが、間伐の影響よりも夏鳥や漂鳥の飛来が多かったためと考えられた。同様に、土壌動物（ミミズ）の種数・個体数の減少に関しても、間伐以外の要因が影響していた。</p> <p>箱根外輪山と丹沢山地における追跡調査も順次行い、間伐の効果を総合的に検討していく必要がある。</p> <p>河川モニタリング調査（動植物調査）では、第 2 期の調査から水質や動植物の生息状況に大きな変化がなかったことが確認され、総じて良好な水源水質を維持しているといえるが、主要な水源である相模湖・津久井湖では、アオコの発生原因ともなる窒素やリンといった栄養塩類の濃度は依然として高い富栄養化状態にある。</p> |

コメントの追加 [J16]: H30 年度第 1 回事業モニター総合評価参照。

コメントの追加 [J17]: H30 年度第 1 回事業モニター総合評価参照。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|--|---|
| <p><u>る傾向がみられた他、河川ごとに市町村が設定している環境保全上の整備目的についても達成された河川がみられることが明らかとなるなど一定の事業効果が確認された。</u></p> <p>また、高度処理合併浄化槽が重点的に整備された丹沢湖上流河川においては、<u>第 1 期調査から第 3 期調査にかけてリン等の栄養塩類の濃度が減少する傾向が確認されており、一定の事業効果が表れている可能性が考えられた。</u></p> <p>河川モニタリング調査（県民参加型調査）では、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、今後、地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。</p> <p>総じて、これまで <u>12</u> 年間の各種モニタリングによって、各事業の統合的指標（2 次的アウトカム）に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。</p> <p>今後は、さらに施策全体の目的（最終的アウトカム）の検証も視野に入れて、調査手法や内容の見直し・工夫なども行いながら、長期的・継続的に実施していく必要がある。</p> <p>11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み</p> <p>(1) 事業の点検・評価について</p> <p>事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などによる多面的な評価を行い、<u>第 3 期 5 か年計画の 1 年目となる平成 29 年度実績版の点検結果報告書</u>をとりまとめた。なお、<u>第 2 期までの点検結果報告書の課題等を踏まえ、報告書の見直しを図った。</u></p> <p><u>また、第 3 期における総合的な評価（中間評価）に向け、現時点のアウトカムの達成度（状況）を示す指標を検討し、10 の指標を設定した。今後は設定した指標も評価項目の一つとして、県や国、他機関などの既存の調査結果等も活用の上、定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うとともに、広く県民の意見を収集し、県民の期待する将来像に近づいているのか確認しながら取り組んでいく必要がある。</u></p> <p>(2) 市民事業の支援について</p> <p>市民事業支援補助金については、<u>スタンドアップ部門とスキルアップ部門の 2 つの申請区分</u>により、多様な市民団体への支援に取り組んできたが、制度開始より 11 年が経過し、支援を受けられる期間が満了となった団体も多い。補助金による支援終了後にも、自立的に水源環境保全・再生のための市民活動が行えるよう、ファンディング講座や団体同士の交流を深めるための交流会の開催、県ホームページでのイベント情報の掲載など財政面以外の支援にも努めていることは評価できる。</p> <p><u>引き続き、新たな支援団体の開拓に向けて、方策を検討する</u>とともに、これまで支援を行ってきた団体の活動についても<u>その後の活動状況等の確認を行い、本補助制度が効果的な取組になっているか検証する必要がある。</u></p> <p>(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について</p> <p>県民への普及・啓発として、人通りが多く、さまざまな世代層が行き交う場所で施策の説明を行うもり・みずカフェと、施策の実施内容や取組状況を紹介するシンポジウム形式の県民フォーラムにより、それぞれの利点を生かし、効果的に取り組んだ。施策の終盤に向かって、これまでの取組の成果を県民</p> | <p>また、高度処理合併浄化槽が重点的に整備された丹沢湖上流河川においては、河川の栄養塩類の量が減少するなどの改善傾向が確認されたため、第 3 期についても調査地点の追加等を含め、重点的に確認を行う必要がある。</p> <p>河川モニタリング調査（県民参加型調査）では、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、今後、地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。</p> <p>総じて、これまで 10 年間の各種モニタリングによって、各事業の統合的指標（2 次的アウトカム）に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。</p> <p>今後は、さらに施策全体の目的（最終的アウトカム）の検証も視野に入れて、調査手法や内容の見直し・工夫なども行いながら、長期的・継続的に実施していく必要がある。</p> <p>11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み</p> <p>(1) 事業の点検・評価について</p> <p>事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などによる多面的な評価を行い、第 2 期 5 か年計画のまとめとなる最終年度版の点検結果報告書を取りまとめた。</p> <p>これまで 10 年間の各種モニタリングにより事業ごとの指標（1 次的アウトカム）はもとより、各事業の統合的指標（2 次的アウトカム）に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。最終的な施策の評価に向けては、こうした成果を基に、県のほかの機関や他県・国などの既存の調査結果も活用して定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うとともに、広く県民の意見を収集し、県民の期待する将来像に近づいているのか確認しながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) 市民事業の支援について</p> <p>市民事業支援補助金については、定着支援と高度化支援の 2 つの部門により、多様な活用団体への支援に取り組んできたが、制度開始より 10 年が経過し、支援を受けられる期間が満了となった団体も多い。補助金による支援終了後にも、自立的に水源環境保全・再生のための市民活動が行えるよう、ファンディング講座や団体同士の交流を深めるための交流会の開催、県ホームページでのイベント情報の掲載など財政面以外の支援にも努めていることは評価できる。新たな支援団体の開拓とともに、これまで支援を行ってきた団体の活動についても注目したい。</p> <p>(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について</p> <p>県民への普及・啓発として、人通りが多く、さまざまな世代層が行き交う場所で施策の説明を行うもり・みずカフェと、施策の実施内容や取組状況を紹介するシンポジウム形式の県民フォーラムにより、それぞれの利点を生かし、効果的に取り組んだ。施策の終盤に向かって、これまでの取組の成果を県民</p> |

コメントの追加 [J18]: 中間評価報告書の策定に伴い記載。

| 平成 30 年度版（案） | 平成 29 年度版 |
|--|--|
| <p>に分かりやすく説明し、意見を集約することが重要になってくる。</p> <p><u>平成 30 年度は、第 3 期における総合的な評価（中間評価）ならびに次期計画への意見書の作成に向け、水源環境保全・再生施策に関する県民意見の収集等を図るため、県民参加型のワークショップを開催した。ワークショップで寄せられた意見については、総合的な評価や次期計画への意見書にどのようなようにつなげるか今後検討する必要がある。</u></p> <p>また、次代を担う子どもたちへ普及を広めるため、新たな広報ツールとして、<u>絵本・紙芝居「かながわしずくちゃんと森のなかまたち」を作成した。今後は、絵本・紙芝居の活用状況等について情報収集を行い、効果検証をするとともに、新たな配布先についても検討いただきたい。</u></p> | <p>に分かりやすく説明し、意見を集約することが重要になってくる。</p> <p>そこで、第 3 期における総合的な評価（中間評価）ならびに次期計画への意見書の作成に向け、水源環境保全・再生施策に関する県民意見の収集等を図るため、平成 30 年度に県民参加型のワークショップを開催することとした。</p> <p>また、次代を担う子どもたちへ普及を広めるため、新たな広報ツールの作成に取り組んでおり、さまざまな場面でそのツールが活用されることを期待する。</p> |